

公示第 3 号  
（公示第 3 号）  
最終改正（令和元年 6 月 2 6 日）

**衣浦港における船舶と陸地との間の交通場所並びに  
貨物の積卸場所の指定について**

関税法第 2 4 条第 1 項の規定による衣浦港における本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所を下記のとおり指定したので、同法施行令第 2 2 条第 1 項の規定により公示する。

平成 1 3 年 7 月 1 日

豊橋税関支署長 室 田 厚 次

記

1. 本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所

外 国 往 来 船	交 通 経 由 場 所
(1) 武豊北埠頭 1 号から 3 号までの岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(2) 西 2 号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(3) 西 3 号から 6 号までの岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(4) 亀崎 1 号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(5) 亀崎 2 号及び 3 号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(6) 高浜 2 号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(7) 東 2 号から 4 号までの岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(8) J F E スチール 7 号地岸壁及び 9 号地栈橋にけい留する船舶	J F E スチール株式会社知多製造所正門警備室前通路、同製造所北門警備詰所及び同製造所南門警備詰所前通路
(9) 中日本グレーンセンタードルフィン栈橋にけい留する船舶	中日本グレーンセンター株式会社衣浦事業所機械棟玄関前通路
(10) 日鉄ステンレス株式会社衣浦製造所栈橋にけい留する船舶	日鉄ステンレス株式会社衣浦製造所正門守衛所ゲート前通路
(11) 衣浦埠頭株式会社専用栈橋にけい留する船舶	衣浦埠頭株式会社前連絡橋前通路
(12) 出光興産株式会社碧南 L P G 基地主栈橋にけい留する船舶	出光興産株式会社碧南 L P G 基地正門ゲート前通路
(13) 株式会社 J E R A 碧南火力揚炭栈橋南及び北にけい留する船舶	株式会社 J E R A 碧南火力発電所貯炭場保安室前通路

(14) 株式会社 J E R A 碧南副資材岸壁 A から F までにはけい留する船舶	株式会社 J E R A 碧南火力発電所副資材岸壁保安用フェンスの開門ゲート
(15) 上記各欄に掲げる船舶及び上記各欄に掲げる船舶以外の船舶	衣浦港湾合同庁舎前面西 1 号物揚場道路側取付護岸基部を起点として物揚場沿いに南西へ 60 メートルの場所

## 2. 貨物の積卸場所

場所の名称	所在地	備考
(1) 中央埠頭 西 3 号及び 5 号岸壁	半田市 1 1 号地	
(2) 衣浦港湾合同庁舎前面西 1 号物揚場道路側取付護岸基部を起点として物揚場沿いに南西へ 60 メートルの場所	半田市 1 1 号地	船用品、携帯品及び別託送品に限る。
(3) J F E スチール 7 号地岸壁及び 9 号地棧橋	知多郡武豊町 7 号地地先、9 号地地先	
(4) 衣浦埠頭(株)専用棧橋	碧南市玉津浦町地先	
(5) 中日本グリーンセンタードルフィン棧橋	碧南市玉津浦町 1 番地先	
(6) 日鉄ステンレス株式会社衣浦製造所棧橋	碧南市浜町 1 番地	
(7) 出光興産株式会社碧南 L P G 基地主棧橋	碧南市 2 号地地先	
(8) 株式会社 J E R A 碧南火力揚炭南及び北各棧橋並びに株式会社 J E R A 碧南副資材 A から F までの各岸壁	碧南市港南町二丁目 2 番、1 0 番	
(9) 武豊北埠頭 1 号から 3 号までの岸壁	知多郡武豊町字 5 号地	
(10) 中央埠頭 西 2 号、西 4 号及び西 6 号岸壁	半田市 1 1 号地	
(11) 亀崎埠頭 亀崎 1 号から亀崎 3 号までの岸壁	半田市潮干町	
(12) 高浜埠頭 高浜 2 号岸壁	高浜市碧海町	
(13) 中央埠頭 東 1 号から東 4 号までの岸壁	碧南市港本町 1 番、港本町	